

(2025年4月1日施行)

学校法人ソニー学園 評議員報酬等規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人ソニー学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第59条に基づき、評議員に対する報酬等について規定する。

(定義)

第2条 この規則の用語を以下のとおり定義する。

- 一 「評議員」とは、本学園の評議員をいう。
- 二 「常勤評議員」とは、湘北短期大学（以下「大学」という。）の教育職員又は事務職員（以下「教職員」という。）を兼務する評議員をいう。
- 三 「非常勤評議員」とは、常勤評議員以外の者をいう。

(評議員報酬)

第3条 非常勤評議員に対する評議員報酬は、評議員会への出席1回について別表1に定める金額とする。ただし、書面による出席の場合、評議員報酬は支給しない。また、評議員会出席のための交通費は当該報酬に含むものとする。

(評議員候補者の評議員会等陪席の日当)

第4条 評議員候補者（現に教職員である評議員候補者を除く。）がその選任決議に係る評議員会に陪席したときは、別表2に定める日当を支給する。なお、会場までの交通費は当該日当に含むものとする。

(大学公式行事出席の日当)

第5条 大学公式行事（入学式、卒業式等）に来賓として非常勤評議員が出席した場合は、別表3に定める日当を支給する。なお、式会場までの交通費は当該日当に含むものとする。

(報酬及び日当の支給と控除)

第6条 第3条乃至前条に規定する報酬及び日当は、評議員会又は大学公式行事への出席から10日以内に、法令等に定めるところによりその報酬から控除すべき額を差し引いた額を、当該非常勤評議員又は評議員候補者が指定する銀行口座に振り込む方法で支給する。

(費用負担)

第7条 非常勤評議員が評議員の職務執行のために負担した費用は、別の規程に定める場合を除き、請求により本学園から当該評議員に支払う。

(退任慰労金)

第8条 評議員に対する退任慰労金は支給しない。

(退任時記念品の贈呈)

第9条 評議員が以下により退任する場合、その労に感謝し、就任期間に応じて下記の記念品等を贈呈する。ただし、常勤評議員は対象としない。なお、評議員がその退任後も退任と同時に理事に就任する場合には、理事を退任する時点で贈呈する。

- (1) 任期满了
- (2) 辞任(円満であることを要す)
- (3) 死亡

<記念品等の贈呈>

就任期間が2年以上4年未満の場合	3万円相当の記念品
就任期間が4年以上6年未満の場合	7万円相当の記念品
就任期間が6年以上の場合	10万円相当の記念品

(端数の処理)

第10条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第11条 本学園は、この規則をもって、私立学校法100条に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規則は、2025年4月1日より施行する。
2. この規則の施行に伴い、「学校法人ソニー学園評議員への日当支給に関する規則」は、2025年3月31日をもって廃止する。
ただし、第9条(退任時記念品の贈呈)については、2025年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

別表 1

非常勤評議員報酬（評議員会への出席 1 回について）：金 30,000 円（源泉徴収後の金額）

別表 2

評議員候補者（現に教職員である役員候補者を除く。）の評議員会陪席時の日当：
金 10,000 円（源泉徴収後の金額）

別表 3

非常勤評議員が大学公式行事（入学式、卒業式等）に来賓として出席した場合の日当
（1）厚木市内に在住（厚木市内勤務者を含む。）：金 5,000 円（源泉徴収後の金額）
（2）上記（1）以外：金 10,000 円（源泉徴収後の金額）